

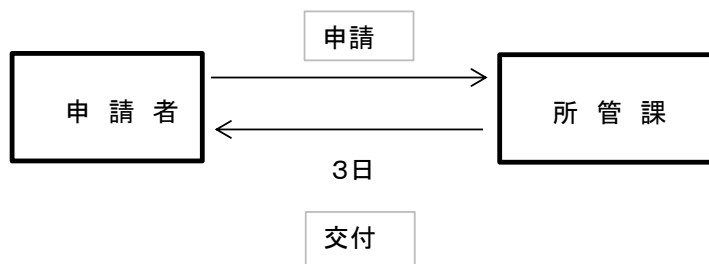
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 156

処 分 名	診療所・助産所管理者兼任許可	
処 分 の 概 要	同一人が複数の診療所又は助産所の管理者となることを許可する。	
根 拠 法 令 名	医療法(昭和23年法律205号)	
条 項	第12条第2項	
所 管 課	医事薬事課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	3日	
標準処理期間	計	3日
審査基準	未設定	
<p>【根拠法令等】</p> <p>医療法 第十二条 病院、診療所又は助産所の開設者が、病院、診療所又は助産所の管理者となることができる者である場合は、自らその病院、診療所又は助産所を管理しなければならない。但し、病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、他の者にこれを管理させて差支ない。</p> <p>2 病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産師は、その病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、他の病院、診療所又は助産所を管理しない者でなければならない。</p> <p>医療法施行規則 第九条 病院、診療所又は助産所の開設者が、法第十二条第二項の規定による許可を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書をその病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 当該医師、歯科医師又は助産師が現に管理する病院、診療所又は助産所及び当該医師、歯科医師又は助産師に新たに管理させようとする病院、診療所又は助産所の名称、所在の場所、診療科名、病床数及び従業者の定員</p> <p>二 当該医師、歯科医師又は助産師に、当該病院、診療所又は助産所を管理させようとする理由</p> <p>三 現に管理する病院、診療所又は助産所と、新たに管理させようとする病院、診療所又は助産所との距離及び連絡に要する時間</p> <p>(参考) 現にその医師が居住するところに医師が2人以上いて、その医師が出張することがあっても、その地域の住民の医療に支障を生じないこと。</p> <p>医療法第12条第2項の規定について(昭和24年9月9日付け医収第980号長野県知事宛 厚生省医務局長回答)</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。